



第3期 スポーツ基本計画 (令和4年3月25日)

スポーツ基本法とスポーツ基本計画



スポーツ基本法(2011年制定)

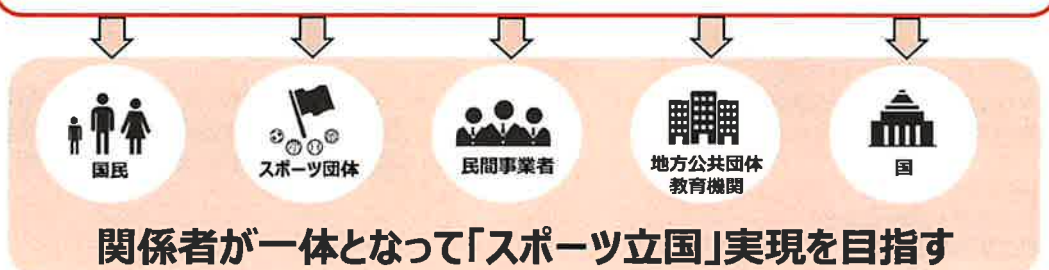
- スポーツの持つ意義や役割、効果等を明らかにするとともに、スポーツに関する基本理念を規定
- スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利であるとし、健康の保持増進や安全の確保等の規定を整備
- プロスポーツや障害者スポーツを推進の対象とすることを明確化するとともに、国際競技大会の招致・開催、優秀な選手の育成など、時代の変化等に対応した施策の規定を整備

スポーツ基本法の理念を具体化し、スポーツ立国実現のための具体的施策等を規定

スポーツ基本計画

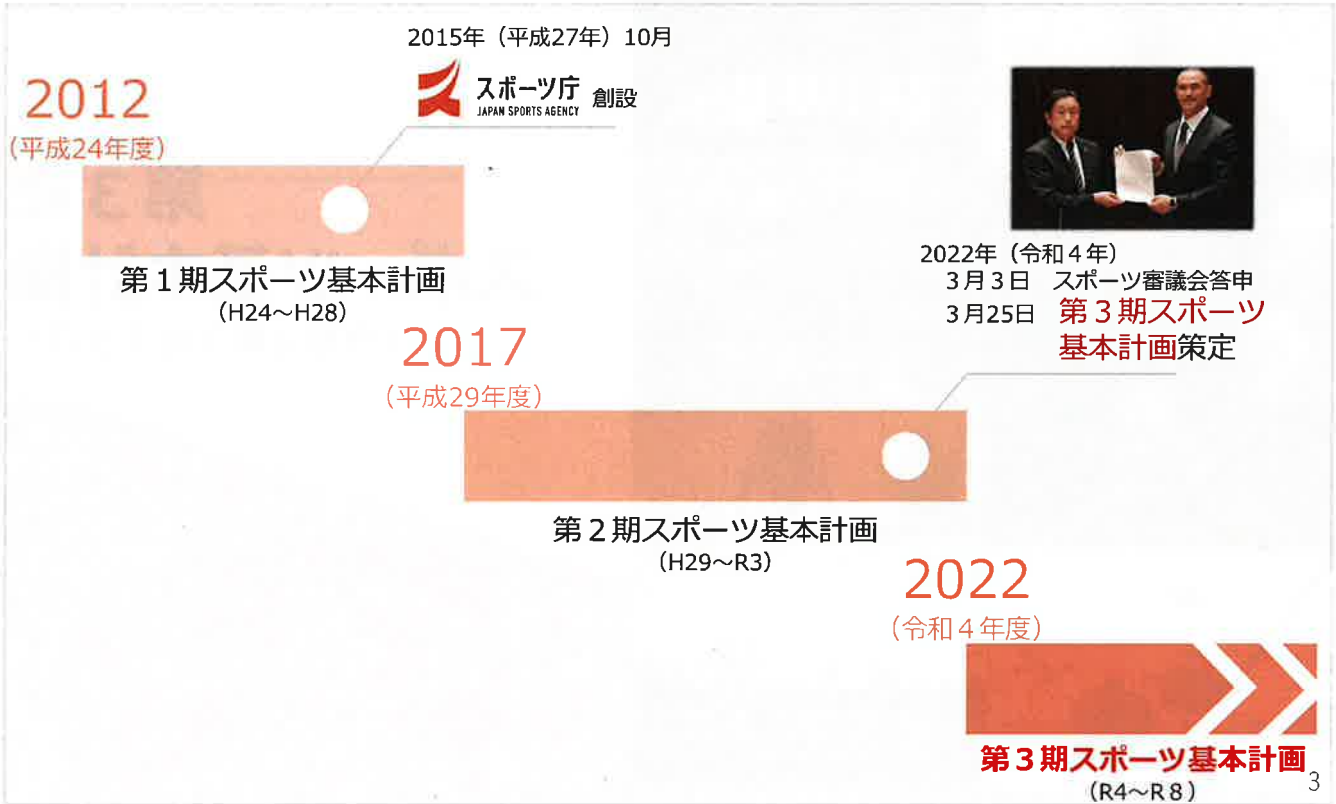
5年間の日本のスポーツの重要な指針

今後の我が国のスポーツ政策の方向性を示すもの



スポーツ基本計画について

スポーツ基本法第9条第1項に基づき、文部科学大臣が定めなければならないとされている、**スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画。**



第3期スポーツ基本計画の策定にあたって (はじめに)

本文該当記載
 P. 3~5

◆2018年（平成30年）
平昌オリンピック・パラリンピック冬季競技大会での
 日本代表選手団の活躍

◆2019年（令和元年）
 アジア初となる**ラグビーワールドカップ2019**が日本
 で開催。

大規模な国際競技大会の開催により、
 多くの人々が感動を分かち合い、
 また、スポーツの意義を再確認。

しかし・・・
 ◆2020年（令和2年）～
新型コロナウイルス感染症の影響により、
 スポーツ活動が制限。
 3月には、**東京オリンピック・パラリンピック競技
 大会（東京大会）の延期**が決定。

その中でも、様々なスポーツ関係者の
 創意工夫のもと、スポーツを通じて、
 人々や社会を勇気づける取組、
 日常を取り戻す取組が続けられる。

◆2021年（令和3年）
 原則無観客での実施とはなったが、
1年延期された東京大会が開催

2017
 (平成29年度)

第2期計画期間

2021
 (令和3年度)

○第2期計画期間中に生じた、様々な社会状況
 の変化

例)

➢ 日本の**総人口は減少局面**（特に地方に
 おいて加速）。少子化・高齢化の加速が
 見込まれる。
 ⇒ **スポーツの担い手の不足や、
 スポーツ環境の維持の困難さ**等に
 つながる。

➢ 社会の隅々まで**様々な技術革新**が急速に
 広がり、人々の「働き方」や「生活様式」
**等のライフスタイルも大きく変わろうと
 している。**

➢ **スポーツの力を活用して、持続可能な
 社会や共生社会の実現**に向けた**国際的な
 取組**が様々な形で進展（SDGs等）。

第2期計画期間中の様々な動向を踏まえ、
 2022（令和4年度）から5年間の第3期スポーツ基本計画を策定することが必要。

第3期スポーツ基本計画の構成

第1部 我が国における今後のスポーツ政策の方向性

- 第1章 我が国における今後のスポーツ政策の方向性
 1. 第2期計画の総括的な評価
 2. スポーツ基本計画における「スポーツ」の捉え方
 3. 新型コロナウイルス感染症の影響と東京大会の開催を通じて再確認された「スポーツの価値」
- 第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針と第3期計画における「新たな視点」

第2部 今後取り組むべきスポーツ施策と目標

- 第1章 東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策
- 第2章 「新たな3つの視点」を支える具体的な施策
- 第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策
- 第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

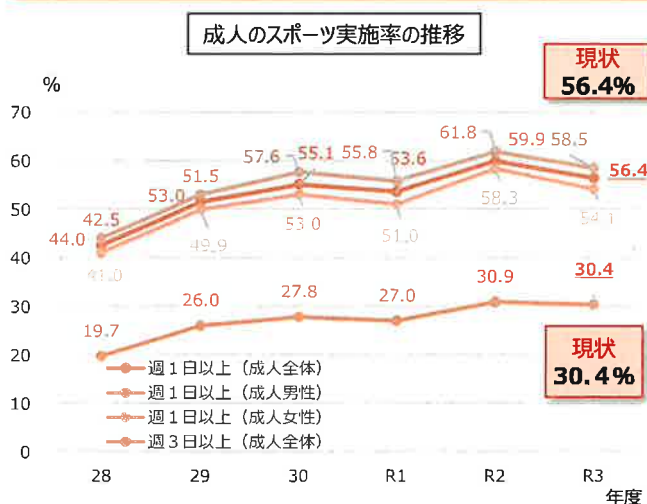
第2期スポーツ基本計画の総括的な評価

本文該当記載
P.6～8

スポーツで、①「人生」が変わる！、②「社会」を変える！、③「世界」とつながる！、④「未来」を創る！と掲げた第2期計画の基本方針のもと、計画に掲げた施策と、その進捗についての評価は以下の通り。

(1) スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

- ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、指導者等の人材育成や施設等の場の充実に向けて取り組んだ結果、成人等のスポーツ実施率は第2期計画策定時と比して上昇。しかし、第2期計画の設定目標は達成せず。
- スポーツ実施に向けた環境整備・機運醸成、特に実施の頻度が少ない層と非実施層へのアプローチを進めることが必要。



Sport in Lifeプロジェクトでの取組

スポーツを行うことが生活習慣の一部となることを目標に、一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会の実現を目指す**Sport in Lifeプロジェクト**を実施。コンソーシアムを形成し、子供や女性、ビジネスパーソン向けの実証実験やスポーツ実施者増加方策事業を実施。

指導者等の人材育成の取組

(公財)日本スポーツ協会(JSPO)や大学等と連携し、スポーツ指導者として必要となる資質能力を養うための「モデル・コア・カリキュラム」の普及促進を図るとともに、公認スポーツ指導者制度を改定し、より短時間の受講で取得可能な資格の創設等の取組を実施。

スポーツ施設等の場の充実

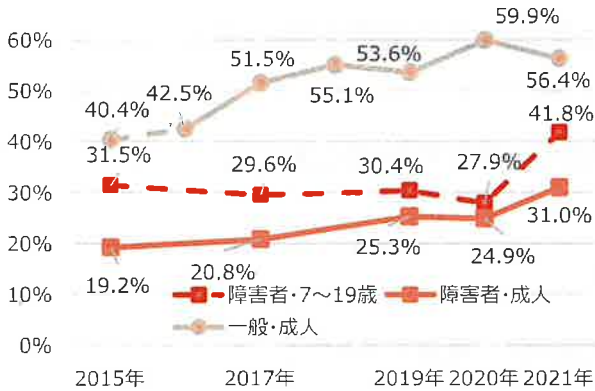
公立スポーツ施設について、ガイドラインや先進事例の情報提供等を通じて、地方公共団体が行う老朽化対策や再整備等に関する計画の策定を促進するとともに、手引きの策定やモデル事業の実施等を通じて学校体育施設の有効活用等を推進。



(2) スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

- ▶ 共生社会の実現については、**障害者や女性のスポーツ実施率が増加傾向にはあるものの相対的に低く**、引き続き環境構築に向けた取組が必要。
- ▶ **健康長寿社会の実現**については、スポーツによる効果の**更なるエビデンスの蓄積等の対応**が必要。
- ▶ **経済・地域の活性化**については、スタジアム・アリーナ改革やスポーツツーリズム等の取組の促進等により**進捗が図られてきたが**、**新型コロナウイルス感染症の影響**などもあり、当初の想定**の施策等では十分に対応できない場面**もあった。
- ▶ **国際貢献**については、国際競技連盟（IF）等の日本人役員数や、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）事業による裨益国・者数等の**第2期計画の目標はおおむね達成**。

障害者のスポーツ実施率の推移



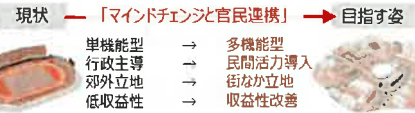
障害者スポーツ推進プロジェクトでの取組

障害のある方々が身近な場所でスポーツを実施できる環境を構築するためのモデル創出事業等を実施。



スポーツ市場の拡大に向けた取組

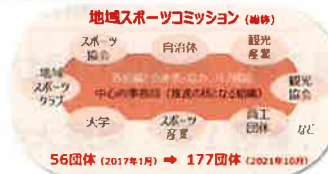
地域経済活性化の核となるスタジアム・アリーナの整備を支援



「スポーツパーク」(例) 日本3府県並立行

スポーツを通じた地域活性化

スポーツツーリズムは緊急事態宣言等の影響を受けた一方、地域スポーツコミッションの設置数は、東京大会を契機に、順調に推移。



スポーツによる国際貢献



(3) 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

- ▶ **東京オリンピック**では金メダル数、総メダル数ともに過去最高を更新し、**東京パラリンピック**においても総メダル数は過去最高に迫る等の優秀な成績を収めており、目標に大きく近づく成果を上げている。この成果を一過性のものとしないうる施策を効果的・効率的に進めていくことが必要。

これまでの取組

- 「第2期スポーツ基本計画」及び「競技力強化のための支援方針(鈴木プラン)」(2016年10月策定)に基づき、以下の取組を実施。
- ・競技力向上事業をはじめとした選手強化に係る予算を充実し、各競技団体の中長期の強化戦略に基づく日常的・継続的な選手強化活動及び次世代アスリートの発掘・育成などを支援
 - ・メダル獲得の可能性の高い競技に対する重点的な支援
 - ・ハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）を中心としたスポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援
 - ・ナショナルトレーニングセンター（NTC）拡充棟の整備によるオリ・パラ共同利用化の推進、NTC競技別強化拠点の機能強化 等

オリンピック・パラリンピック競技大会におけるメダル数及び入賞者数の推移

○2020東京オリンピックの金メダル数(27個)、総メダル数(58個)は、ともに過去最多を更新。○2022北京パラリンピックでは、過去最多となる18個のメダルを獲得。

○2020東京パラリンピックでは、過去最多に匹敵する51個のメダルを獲得。○2022北京パラリンピックでは、過去2番目となる金メダル数4個を含む、7個のメダルを獲得。

■夏季オリンピック競技大会

開催年	開催都市(国)	メダル獲得数				4位-8位	入賞数
		金	銀	銅	計		
2021	東京(日本)	27	14	17	58	78	136
2016	リオデジャネイロ(ブラジル)	12	8	21	41	47	89
2012	ロンドン(英国)	7	14	17	38	44	82
2008	北京(中国)	9	6	10	25	53	78
2004	アテネ(ギリシャ)	16	9	12	37	40	77
2000	シドニー(オーストラリア)	5	8	5	18	42	60
1994	東京(日本)	16	5	8	29	36	65

■夏季パラリンピック競技大会

開催年	開催都市(国)	メダル獲得数				4位-8位	入賞数
		金	銀	銅	計		
2021	東京(日本)	13	15	23	51	107	158
2016	リオデジャネイロ(ブラジル)	0	10	14	24	73	97
2012	ロンドン(イギリス)	5	5	6	16	70	86
2008	北京(中国)	5	14	8	27	79	106
2004	アテネ(ギリシャ)	17	15	20	52	72	124
2000	シドニー(オーストラリア)	13	17	11	41	67	108
1994	東京(日本)	1	5	4	10	—	—

■冬季オリンピック競技大会

開催年	開催都市(国)	メダル獲得数				4位-8位	入賞数
		金	銀	銅	計		
2022	北京(中国)	3	6	9	18	25	43
2018	平昌(韓国)	4	5	4	13	30	43
2014	ソチ(ロシア)	1	4	3	8	20	28
2010	バンクーバー(カナダ)	0	3	2	5	22	27
2006	トリノ(イタリア)	1	0	0	1	20	21
2002	ソルトレイクシティ(米国)	0	1	1	2	25	27
1998	長野(日本)	5	1	4	10	23	33

■冬季パラリンピック競技大会

開催年	開催都市(国)	メダル獲得数				4位-8位	入賞数
		金	銀	銅	計		
2022	北京(中国)	4	1	2	7	34	41
2018	平昌(韓国)	3	4	3	10	13	23
2014	ソチ(ロシア)	3	1	2	6	20	26
2010	バンクーバー(カナダ)	3	3	5	11	18	29
2006	トリノ(イタリア)	2	5	2	9	16	25
2002	ソルトレイクシティ(米国)	0	0	3	3	32	35
1998	長野(日本)	12	16	13	41	65	109

※ IOCホームページ等を参考に、スポーツ庁において作成。
 ※ 入賞は、東京1964大会は6位まで。その他は8位まで。

※ IPCホームページ等を参考に、スポーツ庁において作成。
 ※ 入賞は原則8位まで(順位付けされていない入賞者を含む)。東京1964大会は入賞者数の情報なし。

(4) クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

- ▶ スポーツ・インテグリティの確保については、ガバナンスコードの策定や適合性審査の実施等に取り組んだところであるが、引き続き問題事案等は生じており、体罰・暴力の根絶や団体のガバナンスの強化等を図ることが必要。
- ▶ ドーピング防止活動は、東京大会に向けて構築した検査体制等を生かし、引き続き検査の質的向上や人材育成が必要。

スポーツインテグリティ確保や暴力根絶等に向けた取組

【スポーツ団体ガバナンスコード（中央競技団体向け）】

※令和元年6月10日策定

- ◆原則1 基本計画の策定・公表
- ◆原則2 役員等の体制整備
 - ✓ 外部理事の目標割合（25%以上）、女性理事の目標割合（40%以上）の設定とその達成のための具体的方策
 - ✓ 理事の在任期間の制限（原則10年以内）
- ◆原則3 必要な規程の整備 ◆原則4 コンプライアンス委員会の設置
- ◆原則5 コンプライアンス教育の実施
- ◆原則6 法務・会計等の体制の構築
- ◆原則7 適切な情報開示の実施 ◆原則8 利益相反の適切な管理
- ◆原則9 通報制度の構築 ◆原則10 懲罰制度の構築
- ◆原則11 紛争の迅速かつ適正な解決
- ◆原則12 危機管理・不祥事対応体制の構築
- ◆原則13 地方組織等への指導・助言・支援

スポーツにおける暴力・ハラスメント等相談窓口のご案内

次のページからご案内するのは、選手を始めとしたスポーツに関わる皆さんが、スポーツにおける暴力・ハラスメント等によって困っている場合に相談できるよう、各団体等が設置している相談窓口です。

1. 競技横断的な相談窓口 [P.2~]
2. 競技別の相談窓口（①スポーツ [P.3~] ②障害者スポーツ [P.13~]
3. 法務省 人権相談窓口 / 文部科学省 24時間子供SOSダイヤル [P.20]

悩みごとがある場合には、以下の【相談先の具体例】を参考に、一人で悩まず、いつでも各窓口へ連絡してください。



相談窓口の一覧（スポーツ庁HP）

ドーピング防止活動の推進

検査体制の整備

- ・大規模国際競技大会等に対応できるドーピング検査分析体制の整備及び人材の育成
- ・国際検査機関（ITA）や国内関係機関等と、東京大会期間中の円滑な情報共有（インテリジェンス）を含めた防止活動を実施

教育研修活動

- ・アスリートやサポートスタッフに対するドーピング防止教育を充実
- ・医療従事者向けの情報提供を行う体制を整備

研究活動

- ・ドーピング防止機関、大学・研究機関等が連携し、検査技術に関する課題の抽出、研究開発の方向性の決定、研究開発の実施・成果の評価等に取り組める体制を整備

国際的なドーピング防止活動

- ・WADAにおけるアジア地域の常任理事国として、国際的なドーピング防止活動の推進に貢献
- ・ドーピング防止教育の国際展開やアジア地域における人材育成など、国際的なドーピング防止活動に貢献
- ・ラグビーワールドカップ2019や2020年東京大会では、検査体制の整備支援により、大会期間中に参加選手の3割以上となる十分な規模の検査を実施する等、クリーンな大会の実現に貢献



スポーツ基本計画における「スポーツ」の捉え方

本文該当記載 P.9~11



「世界共通の人類の文化」としての「スポーツ」

スポーツ基本法の前文において、「スポーツは、**世界共通の人類の文化**である」と示されている。

スポーツを「する」「みる」「ささえる」という様々な参画を通じて、より多くの人々がスポーツの楽しさや感動を分かち合うような「スポーツ文化」の成熟に向けて、スポーツ基本計画においては必要な方針や具体的施策等を示すことが求められている。



基本計画で取り扱う「スポーツ」

スポーツは、「する」「みる」「ささえる」という様々な形での「**自発的な**」参画を通して、人々が感じる「**楽しさ**」や「**喜び**」に本質を持つもの（「Well-being」の考え方にもつながる）

基本



する



みる



ささえる

スポーツを通じて、他の分野にも貢献し、優れた効果を波及したり、様々な社会課題を解決したりすることができるという**社会活性化等に寄与する**



地域社会の再生



健康長寿社会の実現



国民経済の発展



国際相互理解の促進

など

10

新型コロナウイルス感染症の影響と東京大会の開催を通じて再確認された「スポーツの価値」

第2期計画期間中の以下の2つの大きな出来事によって改めて「スポーツ」の重要性が確認された。

1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

新型コロナウイルスの影響により、
スポーツが、いわば「不要不急」のように扱われ、
日々の生活から失われたり、制限される状況

その結果生じた悪影響

【個人】

- ・体力の低下
- ・心身の健康保持への悪影響
- ・閉塞感のまん延
- ・日頃の成果発表の機会の喪失など

【社会】

- ・スポーツを核にした地域における交流の不足
- ・企業収益の低下 など

見えてきたもの

スポーツの喪失・制限により様々な影響が顕在化したことで、
反射的に、**スポーツが、日頃、我々の生活や社会に活力を与えるなど、
優れた効果を及ぼす重要な価値を持つことが改めて示される。**

2. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

新型コロナウイルス感染症の影響と
東京大会の開催を通じて再確認された
「スポーツの価値」

大会開催の是非を含めて様々な声が寄せられた東京大会。
そのような中、徹底した水際対策や感染症対策等を行い、
史上初めて大部分の競技を無観客として大会が開催された。

その結果としての影響

「する」「みる」「ささえる」という様々な立場で参画した人々はもとより、
開催地である我が国、そして世界中の人々や社会に対する
以下のような影響をもたらす。



困難な状況下でも、
世界中のトップ
アスリートが全力
で競技に挑む真摯
な姿は、国内外の
多くの人々に感動
をもたらした。



初めて目に触れる
競技等に加え、
選手たちが励まし
たたえあう姿を見
て、スポーツの持
つ素晴らしさを確
認した。



様々な関係者や
ボランティアの姿
を通して、
スポーツを支える
ことの重要性を再
確認することがで
きた。



「多様性と調和」
をコンセプトに、
「オリ・パラ
体」を目指し、大
会を通して、共生
社会を育むことの
重要性を認識した。



SNS等による選手へ
の誹謗中傷や熱中症
の課題等、スポーツ
の価値を享受する
前提を脅かす事態等
への対応の必要性を
再認識した。

東京大会の開催を通じて得られた経験は、
今後の我が国のスポーツをより発展させていくために極めて重要な意義を持つ。

中長期的なスポーツ政策の基本方針と 第3期計画における「新たな視点」

本文該当記載
P.14~17

第2期計画において掲げた、

- ①スポーツで「人生」が変わる ②スポーツで「社会」を変える
③スポーツで「世界」とつながる ④スポーツで「未来」を創る

という4つの中長期的な基本方針は今後も踏襲。



他方、

中長期的な基本方針に沿った具体的な施策を検討・実践するにあたり、
スポーツを取り巻く環境や社会状況の移り変わりとともに、
基本方針の指す内容や、実現するための手立は大きく変化。

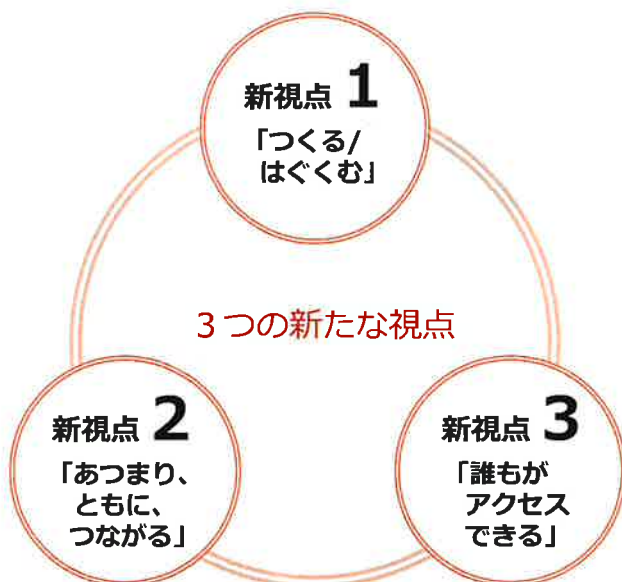
例えば、

- 「人生」** ▶ 働き方や生活様態等のライフスタイルの変化、「人生100年時代」と言われる既存のライフステージ・ライフコースの変化
- 「社会」** ▶ 情報化社会・技術の進歩（リアルとデジタルの融合等）、様々な視点や価値観を共有しあう多様性を尊重する声の高まり
- 「世界」** ▶ グローバル化・国際化の進展（新型コロナウイルス感染症の影響前から生じていた流れのポストコロナ社会における展望）
- 「未来」** ▶ 人口減少社会を迎えるなかでの「持続可能性」の課題。SDGsの展開（何を、どのような形で残していくか。その際、スポーツはどのような貢献が可能なのか）

13

■ 中長期的なスポーツ政策の基本方針と
第3期計画における「新たな視点」

中長期的な基本方針を踏襲しつつ、
第2期計画期間中に生じた社会変化や出来事等を踏まえると、
国民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すには、
以下の**3つの新たな視点が必要**



3つの新たな視点は、それぞれが完全に
独立したものとして捉えるのではなく、
相互に密接に関係しあう側面があることに留意。

1. 「つくる／はぐくむ」

社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し・改善し、最適な手法・ルールを考え、作り出す。

2. 「あつまり、ともに、つながる」

様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、課題の対応や活動の実施を図る。

3. 「誰もがアクセスできる」

性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違いによって、スポーツ活動の開始や継続に差が生じないような社会の実現や機運の醸成を図る。

14

東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策

本文該当記載
P.18～22

東京大会を経た後の、我が国におけるスポーツの在り方については、ひとえに、東京大会を通じて得られた「スポーツ・レガシー」を、どのように継承・発展していくのかにかかっていると看做しても過言ではない。
(本文P.18)

そのため、第3期計画では、

東京大会の無形・有形のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、従前の方法に加え、新たな考え方・視点・手法を取り入れ、様々な関係者との連携・協力の下、以下のような施策を特に重点的に取り組む。



東京大会の成果を一過性のものとし、持続可能な国際競技力の向上



安全・安心に大規模大会を開催できる運営ノウハウの継承



東京大会を契機とした共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進



東京大会で高まった地域住民等のスポーツへの関心の高まりを活かした地方創生・まちづくり



東京大会に向けて培われた官民ネットワーク等を活用したスポーツを通じた国際交流・貢献



東京大会の開催時に生じたスポーツを実施する者の心身の安全・安心確保に関する課題を踏まえた取組の実施

15

東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策



東京大会の成果を一過性のものとし、持続可能な国際競技力の向上

- 東京大会の成果を一過性のものとし、持続可能な国際競技力を向上させるため、
 - ・ 中央競技団体（NF）の強化戦略プランの実効化を支援
 - ・ アスリート育成パスウェイを構築
 - ・ スポーツ医・科学、情報等による支援を充実
 - ・ 地域の競技力向上を支える体制を構築



©フォート・キシモト



©フォート・キシモト



安全・安心に大規模大会を開催できる運営ノウハウの継承

- 新型コロナウイルス感染症の影響下という困難な状況の下で、東京大会を実施したノウハウを、今後の大規模な国際競技大会の開催運営に継承・活用（スポーツのホスピタリティの向上に向けた取組等）
- ドーピング防止活動に係る人材やネットワーク等を有効活用、ボランティア等の「ささえる」人材の確保と養成



第50回世界体操競技選手権・第38回世界新体操選手権



東京大会のドーピング検査員



東京大会を契機とした共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進

- 東京大会による共生社会への理解・関心の高まりと、スポーツの機運向上を契機としたスポーツ参画を促進
- オリパラ教育の知見を活かしたアスリートとの交流活動等を推進
- 体力低下傾向の食の止めに向けた、総合的な体力向上策を実施



身近な場所でのスポーツ実施を促進する企画「ここスタ」



ここスタHP QRコード



16



東京大会で高まった地域住民等のスポーツへの 関心の高まりを活かした地方創生・まちづくり

- 東京大会による地域住民等のスポーツへの関心の高まりを地方創生・まちづくりの取組に活かし、将来にわたって継続・定着
- 国立競技場等スポーツ施設における地域のまちづくりと調和した取組を推進



スポーツ×まちづくりプロジェクト
「スポーツ・健康まちづくり」
優良自治体表彰



国立競技場



東京大会に向けて培われた官民ネットワーク等 を活用したスポーツを通じた国際交流・協力

- 東京大会に向けて、世界中の人々にスポーツの価値を届けたスポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）事業で培われた官民ネットワークを活用し、更なる国際協力を展開、スポーツSDGsにも貢献
(ドーピング防止活動に係る人材・ネットワークの活用等)



SFT事業の様子



スポーツ大臣会合等を通じた
さらなる国際協力を展開



東京大会の開催時に生じた、スポーツを実施する者 の心身の安全・安心確保に関する課題を踏まえた取 組の実施

- 東京大会でも課題となったアスリート等の心身の安全・安心を脅かす事態に対応するため、
 - ・ 誹謗中傷や性的ハラスメントの防止
 - ・ 熱中症対策の徹底など安全・安心の確保
 - ・ 暴力根絶に向けた相談窓口の一層の周知・活用



【熱中症警戒アラート】
熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動をとれるよう促すための情報

「新たな三つの視点」を支える 具体的な施策

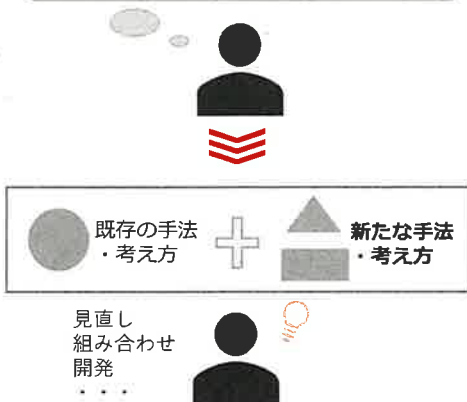
本文該当記載
P.23～27

第3期計画の3つの「新たな視点」ごとに、以下のような重点施策に取り組む。

1. 「つくる/はぐくむ」

既存の枠組みや考え方のみにとらわれず、社会情勢や状況等に
応じて、不断に柔軟に見直し・改善し、最も適切・有効な、
あるいは個々の状況等に合った方法やルールを**考え出したり、
創り出す**ような取組を促進・推進する。

効率的な練習方法は？
みんなが参加できるルールは？
私の生活でスポーツを取り入れるには？
団体の経営力を高めるには？



◆ 多様な主体が参加できるスポーツの機会創出

- 性別、年齢、障害の有無等に関係なく、多様な主体それぞれがスポーツに参画できる環境の構築等
- 教員も含めた指導者の養成や、体育の授業等の運動に親しむ機会のさらなる充実
- 子供たちが参加する大会の在り方の不断の見直し など

◆ 自主性・自律性を促せるような指導ができる質の高い スポーツ指導者の育成

- 公認スポーツ指導者制度（（公財）日本スポーツ協会）等の指導者講習や資格取得の充実を支援
- 暴力・不適切指導の根絶 など

◆ スポーツ界におけるDXの導入

- VR・ARや先進的なデジタル技術等を活用した、新たなスポーツ実施機会の創出、選手強化活動における分析や支援 など

2. 「あつまり、ともに、つながる」

2.



スポーツで
誰もが「ともに」
「つながる」
楽しさを感じられる
社会

様々な人々・組織が
「あつまり」
「ともに」
スポーツの展開に
取り組む社会

様々な立場にある人々が、「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツを楽しめる社会の実現を目指し、機運を醸成する。また、スポーツの機会の提供や社会経済の活性化にあたり、様々な人々・組織が「あつまり」、「ともに」課題の解決等に取り組む。

◆ スポーツを通じた共生社会の実現

- 施設の整備やプログラムの提供、啓発活動等を通じて、様々な立場・状況の人が「あつまり、「ともに」スポーツを楽しめる環境を構築 など

◆ スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力を通じた我が国のスポーツ体制の強化

- スポーツ団体のガバナンス・経営力強化を図るための経営人材の育成やネットワークの構築
- 国、地方公共団体の様々な部局、スポーツ団体、企業、保険者等の関係機関・団体等の取組の一体的な連携 など

◆ スポーツを通じた国際交流

- スポーツ分野の政府間国際協力の推進、国際スポーツ界への意思決定の参画、日本のスポーツの魅力発信 など

19

3. 「誰もがアクセスできる」

3.



年齢、性別、障害、経済・地域事情の差にかかわらず誰もがスポーツに参画

誰もがスポーツに参画し、スポーツの価値を体感できるような社会を実現するために、その前提として、年齢や性別、障害、経済的事情、地域事情の差等によって、スポーツに取り組むことを諦めたり、途中で理不尽・非合理に離れないような社会の実現や機運の醸成を図る。

◆ 地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供

- 総合型地域スポーツクラブの体制強化・役割の拡大等を通じた地域スポーツ環境の構築
- オープンスペース等のスポーツができる場の創出、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の推進 など

◆ アスリート育成パスウェイの構築及びスポーツ医・科学、情報等による支援の充実

- オリンピック・パラリンピック競技とともに、アスリートの発掘・育成・強化までを一貫して行うNFにおけるパスウェイの構築の支援
- 全国のアスリートがスポーツ医・科学、情報等によるサポートを受けられるよう、関係機関の連携強化や人材育成等の促進 など

◆ 本人が望まない理由でスポーツを途中であきらめることがないように継続的なアクセスの確保

- 本人の希望によらず、けが・障害や不適切な指導などの理由でスポーツの機会を失うことがないように、スポーツ実施者の安全・安心を確保 など

20

今後5年間に総合的かつ計画的に 取り組む施策

スポーツ庁として、

「東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策」

「「新たな三つの視点」を支える具体的な施策」

に掲げた施策も含めて、スポーツ庁として今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策は以下の12項目。

1. 多様な主体におけるスポーツの機会創出

7. スポーツによる地方創生、まちづくり

2. スポーツ界におけるDXの推進

8. スポーツを通じた共生社会の実現

3. 国際競技力の向上

9. 担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・
経営力強化

4. スポーツの国際交流・協力

10. スポーツの推進に不可欠な「ハード」
「ソフト」「人材」

5. スポーツによる健康増進

11. スポーツを実施する者の安全・安心の確保

6. スポーツの成長産業化

12. スポーツ・インテグリティの確保

21

1. 多様な主体におけるスポーツの機会創出

■ 今後5年間に総合的かつ
計画的に取り組む施策

本文該当記載
P.28～29

【政策目標】

国民のスポーツ実施率を向上させ、日々の生活の中で一人一人がスポーツの価値を享受できる社会を構築する。

① 広く国民一般に向けたスポーツを実施する機会の創出

【現状】

- ・成人の週1回以上のスポーツ実施率は56.4%（障害者は31.0%）（令和3年度）
- ・成人のスポーツ非実施者（過去1年間に1度もスポーツを実施していない者）の割合は、18.0%（障害者は41.3%）（令和3年度）
- ・成人の1回30分以上の運動を週2日以上、1年以上実施している者の割合は男性が33.4%、女性が25.1%（令和元年度）
- ・スポーツを行う理由は、健康、体力増進・維持、楽しみ・気晴らし、運動不足を感じるから等がある。
- ・スポーツ実施を阻害する要因は、仕事や家事が忙しいから、面倒くさいから、年をとったから等世代によって異なる。

【今後の施策目標】

- 成人の週1回以上のスポーツ実施率が70%（障害者は40%）になることを目指す。
- 成人の年1回以上のスポーツ実施率が100%に近づくこと（障害者は70%程度になること）を目指す。
- 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合の増加。

【主な具体的施策】



Sport in Lifeコンソーシアムを通じ、関係機関・団体等の連携と、国民のスポーツ実施促進に係る取組を推進。



「楽しさ」や「喜び」といったスポーツの価値を認識する人を増やすことを目指す。



多様な主体がスポーツを楽しむために、スポーツを「つくる/はぐくむ」ことができるように支援する。

22

② 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上

【現状】

本文該当記載
P.29~33

- ・令和3年10月、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」をスポーツ庁に設置し、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」で示した方針の具体化に向けて検討に着手したところであり、令和5年度からの休日の部活動の段階的移行が各地で着実に進められるよう、令和4年の可能な限り早期に提言を取りまとめることを予定している。
- ・令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査からは、新型コロナウイルスの感染拡大によって、令和元年度末から児童生徒を取り巻く環境が一変した結果、全国的に、子供の体力レベルの低下傾向が進む状況が明らかとなった。
- ・運動時間は小・中学生ともに平成29年度をピークに減少で、運動をする子供としない子供で二極化が続いており、運動やスポーツをすることが好きな子供は中学校で減少する傾向にある。

【今後の施策目標】

- 「運動部活動の地域移行に関する検討会議」で提言された改革の方向性・方策に基づき、運動部活動改革を着実に推進する。
- 体育の授業等を通じて、運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供を増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質や能力の育成を図る。
→運動時間の増加、卒業後も運動やスポーツをしたいと思う子供の増加、体力合計点の向上

【主な具体的施策】



中学校部活動の運営主体の地域への移行の着実な実施



総合型クラブ育成、学校開放の推進による地域スポーツ環境の整備充実



教員研修、指導の手引き、ICT活用を通じた体育・保健体育授業の充実



保護者等への普及啓発・運動遊び機会の充実による幼児期からの運動習慣形成

③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上

【現状】

本文該当記載
P.33~35

- ・女性のスポーツ実施率は男性に比べて低く、若年女性はスポーツ嫌い等の理由により、スポーツ実施時間が短い傾向にある。
- ・女性については、運動不足や極端な痩せに伴う骨粗しょう症や妊娠中・産後の心身の健康悪化等の健康課題が顕在化している。
- ・成人の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は31.0%（令和3年度）と、成人一般の56.4%と比べると大きな隔りがある。また、若年層（7~19歳）の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は41.8%（同）となっている。
- ・障害者で過去1年に1回もスポーツを実施していない者の割合は、成人で41.3%（令和3年度）、若年層で26.9%（同）となっている。
- ・年代別のスポーツ実施率は、働く世代・子育て世代の20~50代で落ち込む傾向がある。また、テレワークの浸透等による運動不足やそれを一因とする耐糖能異常、脂質異常、高血圧、肥満等の生活習慣病、外出制限等によるメンタルヘルスの不調の課題が増加している。

【今後の施策目標】

- 普及啓発・環境整備を促進し、女性のスポーツ実施率の向上を目指す。
- 障害者スポーツの実施環境整備・理解啓発により、障害者のスポーツ実施率の向上を目指す。
- 気軽にスポーツに取り組める環境づくりの推進や、従業員の健康づくりにスポーツを活用する民間事業者を支援することで、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率向上を目指す。

【主な具体的施策】



女性のスポーツ実施意欲を向上させる取組や女性がスポーツを実施しやすい環境の整備を行う。



地域課題に応じた障害者のスポーツ実施環境の整備、障害者スポーツ用具の整備・利用促進、魅力発信等を通じた非実施層の減少を図る。



働く世代・子育て世代に対して、通勤時間や休憩時間等を活用した運動・スポーツ実施を促進する。

④ 大学スポーツ振興

【現状】

本文該当記載 P.35～36

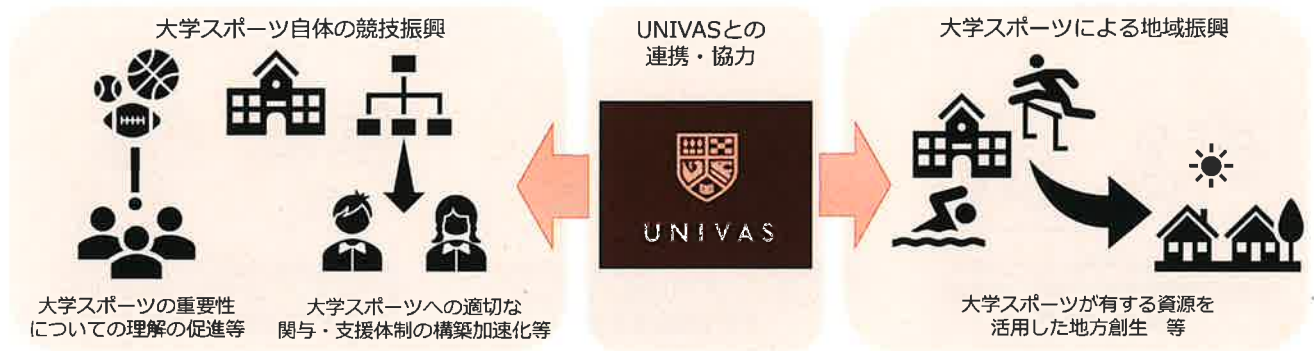
「大学スポーツの振興に関する検討会議最終とりまとめ」（平成 29 年 3 月文部科学省）の提言等に基づき、以下のような施策を推進・実施してきているところ。

- ・ 大学スポーツアドミニストレーター（SA）の配置に取り組む大学をモデル的に支援し、SAの配置数は増加した。他方で、全国的にみると、大学スポーツに対して全学的に適切に関与する体制が整ったとは言えない状況にある。
- ・ 「大学スポーツによる地域振興」等に取り組む大学をモデル的に支援し、全学的な取組を推進した。他方、事例数がまだ少なく、個々の取組においても深化が必要な状況である。
- ・ 大学横断的かつ競技横断的な大学スポーツの全国統括団体の創設を推進し、平成 31年3月に独立した民間団体として（一社）大学スポーツ協会（UNIVAS）が設立され、大学スポーツ振興に向けた国内体制が構築された。新型コロナウイルスの影響により思うように成果を出せない状況が続いていたが、最近具体的な成果を出し始めており、今後さらに、国と連携・協力して、具体的な成果を上げていくことが期待されている。

【今後の施策目標】

○ UNIVASと一層連携・協力して、「する」「みる」「ささえる」といった面で大学スポーツ自体の競技振興を図るとともに、大学スポーツによる地域振興を促進し、「感動する大学スポーツ」の実現を目指す。その結果として、UNIVASの認知度及び大学スポーツへの関心度の向上を目指す。

【主な具体的施策】



2. スポーツ界におけるDXの推進

本文該当記載 P.36～37

【政策目標】

スポーツ界においてDXを導入することで、様々なスポーツに関する知見や機会を国民・社会に広く提供することを可能とし、スポーツを「する」「みる」「ささえる」の実効性を高める。

① 先進技術・ビッグデータを活用したスポーツ実施の在り方の拡大

【現状】

・ IT化の進展の中、新型コロナウイルスのまん延による外出自粛の影響も受け、デジタル環境・データ環境の整備が急速に進展するとともに、屋内でできる活動に対する需要が高まった。

【今後の施策目標】

○ 国民のスポーツの実施において、デジタル技術の活用を促進する。

【主な具体的施策】

地域で孤立している人や健康上等の理由で外出が困難な人等、多様な主体が平等にスポーツを実施できるよう、デジタル技術を活用する。

AI、VR等の先端技術を活用した支援手法を含む、スポーツ医・科学等の研究の推進

スポーツに係るデータの集約・解析や、様々な課題への活用等を実施するための体制づくり

② デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出

本文該当記載
P.37~38

【現状】

- ・デジタル技術及びそれによって得られた各種データを活用することによって、スポーツ観戦を中心とする分野におけるエンターテインメント性の向上、する分野における新たなスポーツの創造、教える分野における教授法の改革等が進展しつつある。
- ・DXによるスポーツの価値向上、さらには、それによる新たなビジネスモデル展開等への期待は高まっているが、いまだ大きな進展は見られない。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により、関係者による取組が積極的には行われにくい状況が続いている。



【今後の施策目標】

- **デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出を推進する。**

【主な具体的施策】

デジタル技術を活用したビジネスモデルの優良事例の収集・横展開、事業者への表彰

競技者同士が場所や時間を気にすることなくスポーツを楽しむことができる取組を支援

デジタル技術の活用やデータ分析等によるビジネスモデルを創出できる人材の育成・拡大

3. 国際競技力の向上

(※) 計画本文の記載から要約したもの

本文該当記載
P.38~40

【政策目標 (※)】

我が国のアスリートがひたむきに努力し、試合で躍動する姿は、国民の誇りや感動につながり、国に活力をもたらすものであることから、関係機関と連携し、中央競技団体（NF）が行う競技力向上を支援する。そうした取組を通じ、オリンピック・パラリンピック競技大会等を含む主要国際大会において、過去最高水準の金メダル獲得数、メダル獲得総数、入賞数及びメダル獲得競技数等の実現を図る。

- ① 中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立

【現状】

- ・NFが策定する中長期の強化戦略プランの実効化支援等について、今後も、必要な改善を加えながら取組を継続することが必要。
- ・選手強化活動や競技普及などにおいて、競技特性を踏まえつつ、オリ・パラのNFが連携した取組を更に進めることが必要。
- ・女性アスリートが健康に競技を継続できるよう、必要な支援や環境づくり、選手自身・関係者への意識啓発を更に進めることが必要。



【今後の施策目標】 (※)

- **NFの強化戦略プランの実効化を継続的に支援するほか、NFが自立して活動するための組織基盤の強化、強化責任者や指導者・スタッフ等の人材の育成・配置、女性アスリートの活躍のための環境整備等に取り組む、オリ・パラのNFの更なる連携を促進しながら、国際競技力向上の基盤を確立する。**

【主な具体的施策】

協働コンサルテーションの実施等、PDCAサイクルの各段階で支援強化責任者や指導者・スタッフ等の育成・配置を支援

選手強化活動や競技大会の開催、競技の普及、企業等との協働などにおいてオリ・パラのNFが連携

女性アスリートの活躍のため、相談体制の充実や、出産育児等への支援体制を整備
女性エリートコーチを育成・配置

② アスリート育成パスウェイの構築

本文該当記載
P.40～41

【現状】

- ・国、地方公共団体、競技団体等が行うアスリートの発掘・育成・強化に関する取組を有機的に連携させ、アスリートが競技開始からトップレベルに至るまでの道筋(アスリート育成パスウェイ)の整備を進めることが必要。
- ・アスリートの発掘については、オリ競技は、育成・強化につながるような発掘となるよう、改善を図ることが必要。他方、パラ競技においては、これまで実施してきたジャパン・ライジング・スタープロジェクト等について、継続的な改善を図りつつ、引き続き実施していくことが必要。

【今後の施策目標】

- **NFにおけるアスリート育成パスウェイの構築等を通じた、中長期の戦略的な発展・育成・強化の取組により、世界で活躍するトップアスリートを継続的に輩出する。**

【主な具体的施策】



「日本版FTEM」等を活用し、各NFが発掘から育成・強化までを一貫して行うアスリート育成パスウェイを構築・支援
(出典：JSCホームページ(日本版FTEMとは?))



アスリートの適性や競技特性を考慮した将来有望なアスリートの発掘を行い、育成・強化と一貫した取組となるよう支援

29

③ スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実

本文該当記載
P.41～42

【現状】

- ・ハイパフォーマンススポーツセンター(HPSC)の機能強化やスポーツ医・科学、情報等による支援を実施してきたが、国際的にも革新的な技術を活用したデータ収集・分析が進む中で、アスリート支援の一層の高度化・充実が必要。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大によりNFの選手強化活動が制約を受け、これに対応した経験も踏まえ、安定して継続的に選手強化活動ができる環境整備が必要。

【今後の施策目標】

- **スポーツ医・科学等の分野の研究を推進し、得られた知見の活用により、HPSCや地域の関係機関におけるアスリートへのスポーツ医・科学、情報等によるサポートの一層の充実を図る。併せて、デジタル技術の活用等により、継続的に選手強化活動を行うことができる環境を整備する。**

【主な具体的施策】



(注)日本スポーツ科学センター 提供

情報収集・データ分析の充実、競技用具等に関する研究の実施など、中核的な拠点としてHPSCの機能を強化



スキージャンプ強化拠点：
札幌市ジャンプ競技場
(大倉山、宮の森)

セーリング強化拠点：
和歌山マリナーズ・ディンギーマリナーズ

NTC競技別強化拠点について、機能強化ディレクターの配置拡充等を通じ、スポーツ医・科学、情報等によるサポートを充実



(注)日本スポーツ科学センター 提供

大学等とHPSCとの連携による先端的なスポーツ医・科学研究や、若手研究者の育成を推進

30

④ 地域における競技力向上を支える体制の構築

本文該当記載
P.42～43

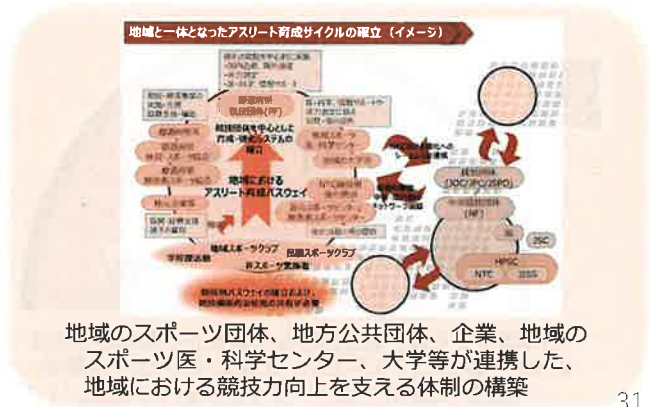
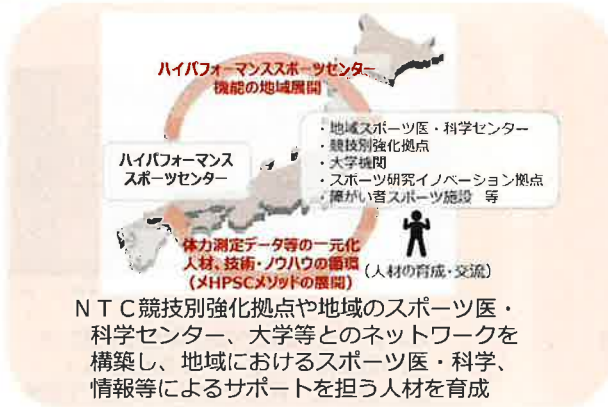
【現状】

- ・ ハイパフォーマンススポーツに関するH P S C等の知見を、全国のアスリートの発掘・育成・強化の実践において活用できるよう、地域に還元していくことが必要。
- ・ 世界で活躍するトップアスリートを継続的に輩出するためには、地域における競技力向上を支える体制の構築を進め、これをN Fによるアスリートの育成・強化につなげる仕組みづくりが必要。

【今後の施策目標】

- H P S C、N T C競技別強化拠点、地域のスポーツ医・科学センターや大学等の連携を更に強化し、H P S C等に蓄積された知見の地域・社会への還元を図るとともに、地域における競技力向上を支える体制を整備する。

【主な具体的施策】



4. スポーツの国際交流・協力

本文該当記載
P.43～44

【政策目標】

スポーツの国際交流・協力を進めることで、スポーツ界における我が国の国際的な位置づけを高めるとともに、スポーツを通じた国・地域・人々のつながりを強める。

① 国際スポーツ界への意思決定への参画

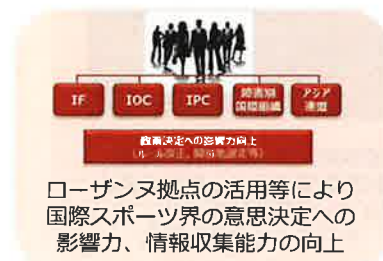
【現状】

- ・ IF等における日本人役員は、第2期計画の目標35人を達成し、東京大会に向けて日本に対する関心が高まる中で一定の成果を上げたが、依然としてIF役員ポストを多く有する国々とは差がある。NFとして戦略的なポスト獲得に向けた活動やIFにおいて発言力を発揮できる人材育成の方策を検討する必要がある。

【今後の施策目標】

- 国際スポーツ界の意思決定や競技発展に貢献するため、IF、AF等役員ポストの維持・拡大を目指す。

【主な具体的施策】



② スポーツ産業の国際展開

本文該当記載
P.44～45

【現状】

- ・ スポーツ庁、経済産業省、(独)日本貿易振興機構及びJ S Cの4者が、我が国のスポーツやスポーツ産業の国際展開を促進するための連携体制を構築した。
- ・ A S E A N等において日本の競技力や健康サービス・製品に対する関心は高いものの、スポーツ産業の国際展開が不十分である。また、国際展開の意欲が高いスポーツテック分野のスタートアップ等のベンチャー企業が、国際的に認知される機会が少ない。



【今後の施策目標】

- **スポーツ産業展開を加速するための人的ネットワークの構築や情報共有のための基盤を構築する。**

【主な具体的施策】



スポーツ産業の国際展開プラットフォームでの情報収集・発信



国際的な展示会や商談会等へ参加を促進



SOIPと連携し、企業や取組事例の国際展開を図る

33

③ スポーツを通じた国際交流・協力の推進

本文該当記載
P.45

【現状】

- ・ M I N E P Sへの参画や日中韓、日A S E A N間のスポーツ大臣会合を通じ、アジア地域等におけるスポーツを通じた国際協力に存在感を発揮してきた。会合の成果を踏まえ、今後も具体的な協力方策を検討していく。
- ・ 令和3年9月末までに204か国・地域の約1,300万人にスポーツの価値を届けたS F T事業により、オリ・パラムーブメントを推進した。この成果を踏まえ、S F T事業の在り方を検討することが必要。
- ・ スポーツを通じた国際交流は、国際的な相互理解を図るために有効であり、青少年を含むスポーツに携わる人材の目を世界に向けさせることが重要。



【今後の施策目標】

- **スポーツを通じた国際交流・協力による、日本のプレゼンスの維持・向上**
- **ポストSFT事業を通じて世界中の国々の700万人の人々への裨益を目標に事業を推進**

【主な具体的施策】



スポーツ大臣会合等を通じた日本の存在感の発揮



二国間スポーツ協力覚書の締結等による国家間の協力強化



スポーツを通じた様々な分野での国際交流・協力事業の実施

34

④ 国際競技大会の招致・開催に対する支援

本文該当記載
P.45～46

【現状】

- ・ 今後我が国では、第19回FINA世界水泳選手権2022福岡大会や第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）、ワールドマスターズゲームズ関西等の大規模国際競技大会が開催される予定である。また、札幌市とJOCが2030年の札幌冬季五輪の招致を立候補し、IOCと継続的に対話が行われている。
- ・ 国際競技大会の招致や開催に当たっては、これまでの大会運営のノウハウを活用しつつ、地域の活性化や世界規模の課題解決への貢献、また、持続可能性の観点でより多くの人々へスポーツの価値を通じたビジョンやコンセプトを国民に届けることが重要。
- ・ また、自治体が持続可能な形で国際大会を開催できるようにしていく必要がある。

【今後の施策目標】

- 国際競技大会の開催を支援することで、我が国の国際競技力向上、国際交流・協力や経済・地域の活性化等に寄与する。

【主な具体的施策】



国際競技大会の招致
(第19回FINA世界水泳選手権
2022福岡大会招致決定の様子)



国際競技大会の開催
(ラグビーワールドカップ2019
日本大会開会式の様子)



大会開催を地域の持続可能性
につなげる取組
(愛知県及び名古屋市の取組)

⑤ オリ・パラ教育の知見・経験等をいかした教育活動の展開

本文該当記載
P.46～47

【現状】

- ・ 東京大会に向けて作成されたオリ・パラ教育教材が蓄積されている。また、大会に参加したアスリートと児童生徒との国際交流も含む交流活動等が進められるなど、大会のレガシーをいかした特色ある教育活動が進められている。

【今後の施策目標】

- 東京大会における知見・経験をレガシーとしていかしつつ、アスリートと児童生徒との交流など、スポーツを通じて展開される特色ある教育活動を推進する。

【主な具体的施策】



室伏長官とパラ自転車競技杉浦選手
によるオリパラ教育実践



オンラインによる交流活動

各自治体における
特色あるオリパラ
教育実践事例を
とりまとめ、
スポーツ庁ホーム
ページへ掲載。

東京オリンピック・パラリンピック
ムーブメント全国展開事業



5. スポーツによる健康増進

本文該当記載 P.47~48

【政策目標】

地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、関係省庁で連携しつつ、スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会の実現を目指す。また、健康寿命の延伸に、スポーツ実施率の向上を通じて貢献する。

① 健康増進に資するスポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進

【現状】

- ・スポーツによる健康増進に関するエビデンスは蓄積されてきているが、それらをまとめて、活用するための体制が整備されていない。
- ・健康診断においては有所見でも、自己認識としては健康と認識している人も多い現状が見られるが、健康であると自己認識している人については、健康のためにスポーツをしようと思う人は少ないとの指摘がある。

【今後の施策目標】

- **スポーツと健康の関係やスポーツ実施促進の効果的な方法等についての科学的知見を蓄積し、その蓄積の普及・活用を通じてスポーツを通じた健康増進を図る。**

【主な具体的施策】

地方公共団体に対し、各地域の実態に応じた効果的なスポーツ実施促進施策について、調査・検討を行えるよう支援する。

心身の健康に資するスポーツ等の研究を支援し、これらの科学的根拠をまとめる体制を構築するとともに、地方公共団体やスポーツ関係団体に、まとめた情報をわかりやすく周知する。

本文該当記載 P.48~50

② 医療・介護、民間事業者・保険者との連携を含む、スポーツによる健康増進の促進

【現状】

- ・国民医療費が年間40兆円を超える規模となり、高齢化等によりその更なる拡大が予想される中、スポーツによる医療費抑制に係る研究成果は数多く報告されており、スポーツによる健康増進に対する期待が高まっている。
- ・スポーツによる健康増進の効果についての各種事業における好事例等の成果物の利活用や効果的な情報発信、好事例の横展開が不足している。
- ・健康のためのスポーツ促進にあたって、医療・介護とスポーツの連携や行政内部部局間の連携に課題がある。

【今後の施策目標】

- **科学的根拠に基づいた安全かつ効果的なスポーツの習慣化を促進することで、住民の健康増進を図る。**
- **行政内部部局間の連携や医療・介護とスポーツの連携を促進し、医療・介護の場からスポーツの場へと誘導する仕組みを構築する。**

【主な具体的施策】

スポーツによる幅広い健康増進効果やスポーツ実施促進の効果的な取り組み方法等について、情報共有・普及啓発支援を行う。

医師が作成する運動処方等の情報に基づき、地域の運動・スポーツ教室等で適切なプログラムが提供され、安全かつ効果的に運動・スポーツを実践できる環境の整備を支援する。

介護とスポーツの連携を促進する事例の創出を支援するとともに、運動処方から適切なプログラムを作成できる専門家の養成を支援する。

6. スポーツの成長産業化

■今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

本文該当記載 P.50~51

【政策目標】

スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の改善に還元し、スポーツ参画人口の拡大につなげるという好循環を生み出すことにより、**スポーツ市場規模 5.5兆円を2025年までに15兆円に拡大することを目指す。**

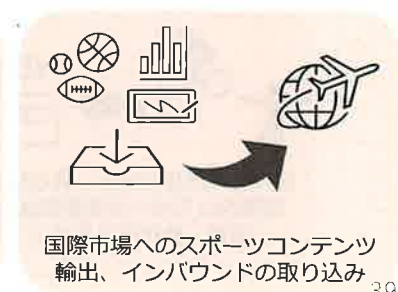
【現状】

- ・ 地域密着型のプロスポーツリーグ等において、地域とともに成長しようとする活動が拡大しつつある。
- ・ 第2期計画でスポーツ市場規模を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円とする目標を掲げており、順調に推移していたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を大きく受けている可能性がある。

【今後の施策目標】

- **新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けたスポーツ産業を再び活性化させるとともに、成長産業化への道筋を明確なものとする。**

【主な具体的施策】



7. スポーツによる地方創生、まちづくり

■今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

本文該当記載 P.51~54

【政策目標】

全国各地で特色ある「スポーツによる地方創生、まちづくり」の取組を創出させ、スポーツを活用した地域の社会課題の解決を促進することで、スポーツが地域・社会に貢献し、競技振興への住民・国民の理解と支持を更に広げ、競技振興と地域振興の好循環を実現する。

①スポーツによる地方創生、まちづくり

【現状】

これまで国のスポーツによる地域振興施策の中心であった「スポーツツーリズム」については、各地でほう芽が見えつつあるが、この数年は新型コロナの影響等による人流抑制のために苦戦している。また、担い手である「地域スポーツコミッション」の設置数は一定水準に達しつつあるが、今後地域に求められる組織に発展していくために「質の向上」が必要である。こうした中、国は東京大会等のスポーツ・レガシーを、ツーリズムだけでなく、広くスポーツによるまちづくり（スポーツ・健康まちづくり）に活かしていくこととしている。

【今後の施策目標】

- 全国各地域が「スポーツによる地方創生、まちづくり」に取り組み、それらを将来にわたって継続させ、各地に定着させるよう、促進する。その結果として、**スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合を2026年度末に15.6%（令和3年度）から40%とする**

【主な具体的施策】



② 周辺地域の整備と調和のとれた国立スポーツ施設の民間事業化の推進

本文該当記載 P.54

【現状】

- ・国立競技場の運営管理については、「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」において、東京大会後は、「民間事業への移行を図ること」とされており、新型コロナウイルスの影響も含めて民間事業者等の感触や反応等を丁寧に確認しながら民間事業への移行を着実かつ円滑に進めることが必要。
- ・新秩父宮ラグビー場（仮称）については、現在のラグビー場の歴史的経緯や東京都が策定した「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」を踏まえ、神宮外苑地区のにぎわい創出に寄与する施設となるよう整備・運営していくことが必要。

【今後の施策目標】

- 国立スポーツ施設を、地域のスポーツ拠点・まちづくりの中核的な存在の一つとなり、東京大会のレガシーとして国民に親しまれる場となるよう積極的な利活用の在り方等の検討を進める。

【主な具体的施策】



国は国立競技場の運営管理に関する民間事業化の事業スキームを構築するなど必要な取組を行う。



JSCは、国立競技場の運営管理について、周辺地域の整備と調和のとれた民間事業への移行を図る。



民間活力を活用した事業方式により新秩父宮ラグビー場（仮称）の施設整備及び運営を実施する。

8. スポーツを通じた共生社会の実現

本文該当記載 P.55～56

【政策目標】

誰もが「する」「みる」「ささえる」スポーツの価値を享受し、様々な立場・状況の人と「ともに」スポーツを楽しめる環境の構築を通じ、スポーツを軸とした共生社会を実現する。

① 障害者スポーツの推進

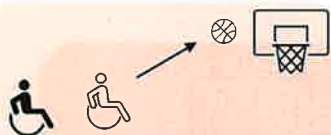
【現状】

- ・令和3年度の成人の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は31.0%と、成人一般の56.4%と比べると依然として大きな隔りがある。
- ・車いすが体育館の床材を傷つける等の理由で、障害者スポーツの施設利用が断られる事例がある。
- ・障害者スポーツ指導者を含む障害者スポーツに係るスタッフの確保が難しい状況が見られる。
- ・一般のスポーツ推進と障害者スポーツを異なる部局が担当している場合に、両者の連携が十分でないことがあるなど、障害者スポーツの推進体制は十分ではない。さらに障害者スポーツ団体は、事務局体制や運営資金等、活動の基盤が極めて弱い。

【今後の施策目標】

- 障害者スポーツの実施環境を整備し、非実施層に対する関心を高めることや障害者スポーツの体験などによる一般社会に対する障害者スポーツの理解啓発に取り組むことにより、人々の意識が変わり、共生社会が実現されることを目指す。その結果、障害者のスポーツ実施率向上等を目指す。

【主な具体的施策】



障害者スポーツに係る情報発信の充実、ボランティア参加の促進等を通じ、一般社会における障害者スポーツの理解促進・障害者スポーツを体験する機会の創出を図る。



国は、障害のある人とない人が一緒にスポーツを行えるよう、パラ教育の事例の収集や一般のスポーツ施策と障害者スポーツ施策の連携を推進する。



一般のスポーツ推進と障害者スポーツの推進をあいまって行う観点から、一般のスポーツ推進体制との連携等による障害者スポーツの推進体制の整備等を図る。

② スポーツを通じた女性の活躍促進

本文該当記載 P.57


【現状】

- ・女性のスポーツ実施率は男性に比べて低く、若年女性はスポーツ嫌いにより、スポーツ実施時間が短い傾向にある。
- ・NFに登録されているスポーツ指導者における女性の割合は、令和2年度時点で約22%にとどまっており、男性と比較して低い現状にある。
- ・スポーツ団体における女性理事の割合は、ガバナンスコード（NF向け）において目標値が40%のところ、令和3年度時点で約23.4%にとどまっている。

【今後の施策目標】

- 普及啓発・環境整備を促進し、女性のスポーツ実施率の向上を目指す。
- ガバナンスコード（NF向け）及び「第5次男女共同参画基本計画」を踏まえ、スポーツ団体における女性理事の割合を、目標値である40%に近づけるよう促す。
- 主にASEAN諸国を対象として、スポーツ実施率向上を含めた女性のスポーツに対する持続的協力を推進し、その成果の国内還元により、人材育成を含めた国内の女性スポーツの発展につなげる。

【主な具体的施策】



女性のスポーツ実施意欲を向上させる取組や女性がスポーツを実施しやすい環境の整備を行う。



スポーツ団体と女性役員候補者のマッチングモデルの形成、団体内部における女性役員候補者の育成支援



日ASEANスポーツ大臣等における優先協力分野として女性スポーツの発展に向けた人材育成等に取り組む。

9. 担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化

本文該当記載 P.58

【政策目標】

スポーツの機会提供等の主要な担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化を図ることで、国民がスポーツに関わる機会の安定的な確保に資する。

【現状】

- ・JSCや統括団体により、スポーツ団体に対するガバナンス・コンプライアンス研修等が実施されてきたが、団体が自主的・自律的なガバナンス改革を実行するために、引き続き研修等を実施する必要がある。
- ・団体の経営力強化について、戦略的な経営を行うための人的資源と知見を補充する組織体制の拡充や、経営力強化に係るノウハウが競技を超えて共有蓄積されていくような仕組みを構築する必要がある。

【今後の施策目標】

- ガバナンス・コンプライアンス研修等を通じてスポーツ団体の組織運営の透明化を図りつつ、収益拡大に向けた団体間の情報共有や外部人材の雇用創出等の支援により、戦略的な経営を行う組織体制の拡充を図る。

【主な具体的施策】



ガバナンス・コンプライアンスに関する研修等の実施



スポーツ団体の情報連携の促進、戦略的な経営等を行う人材育成や雇用創出を支援

10. スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」

※今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

本文該当記載
P.58~60

【政策目標】

国民がスポーツに親しむうえで不可欠となる「ハード（場づくり）」「ソフト（環境の構築）」「人材」といった基盤を確保・強化するため、場づくりや環境の構築、スポーツに関わる人材の育成等を進める。

①地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」の実現

【現状】

- ・公立スポーツ施設について、ガイドラインや先進事例の情報提供等を通じて、地方公共団体が行う老朽化対策や再整備等に関する個別施設計画の策定を促進し、一定程度策定を完了。学校体育施設の有効活用等について、手引きの策定やモデル事業の実施等を通じて促進。
- ・一方で、社会経済の変化に伴う住民ニーズ（量・質）の変化に応じた計画的なストックマネジメントの下で、地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しむことができる場の量的、質的な充実がなお一層求められている。

【今後の施策目標】

- **ストック適正化の下、既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出、性別、年齢、能力等にかかわらず誰もがスポーツを行いやすくするユニバーサルデザイン化の推進等により、安全で持続可能な地域スポーツ環境の量的・質的充実を図る。**

【主な具体的施策】



【スポーツ施設の全体最適化】
地方公共団体のスポーツ施設に関する計画の内容充実・着実な実行



【「量」的充実】
学校体育施設やオープンスペース等の多様な空間の有効活用



【「質」的充実】
ユニバーサルデザイン化や民間の資金・ノウハウの活用等の推進⁴⁵

※今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

本文該当記載
P.60~62

② 地域のスポーツ環境の構築

【現状】

- ・地域のスポーツ環境の担い手となる行政、体育協会、競技団体、学校、スポーツクラブ等の関係団体の連携や、教育、医療、介護、福祉等スポーツに関係する行政の各部署同士の連携を図る必要がある。
- ・地域スポーツコミッションなど既存の地域連携組織の活用を図る必要がある。
- ・総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）については運営体制の強化や行政との連携が課題となっており、スポーツ少年団は年々減少するなど、地域で様々な住民が一人一人のニーズに合わせたスポーツをするための場、プログラム、指導者等の環境の充実が必要である。

【今後の施策目標】

- **スポーツに係る地域の団体や人材の連携促進により、地域の資源を最大限活用し、スポーツの場、プログラム、指導者等の充実を図る。**
- **総合型クラブやスポーツ少年団の体制強化や役割の拡大により、より幅広いニーズに応えられる地域スポーツ環境を構築する。**
- **地域のスポーツ環境に係る施設の活用促進や情報の見える化により、住民と各自のニーズに合ったスポーツの場とのマッチングを促進する。**

【主な具体的施策】



関係団体の連携体制を構築できるよう支援するとともに、地方公共団体内部におけるスポーツ関係部の連携を促進する。



総合型クラブの登録・認証制度を47都道府県で運用開始し、当該制度を通じて、総合型クラブの質的な向上を図る。



スポーツ少年団では幼年層から中学生・高校生の年代までを主な対象とし、子どもの発育発達に配慮したスポーツ活動を行うことを推進する。

③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保

本文該当記載
P.62～66


【現状】

- ・スポーツ競技・団体ごとに、必要とされる人材の種類、その規模、育成・確保の進捗等は大きく異なり、その方針は各NFの策定する計画等に一部記載されている。
- ・各スポーツ団体、企業、チーム等によるアスリートのキャリア形成支援についての取組の好事例がスポーツ界全体に幅広く浸透しておらず、アスリートが地域や職場での運動指導、スポーツの価値を伝える活動に関わる機会も不足している。
- ・資格を保有しない指導者が多く、公認スポーツ指導者資格も十分に普及していない。

【今後の施策目標】

- 各スポーツ団体等が人材育成及び活用に関する方針・計画を自ら定め、実行していくことを推進する。
- 現役時のアスリートへ効果的にキャリア形成支援を行う支援者の不足等の課題を踏まえ、新たな取組を含め、アスリートのキャリア形成支援を着実に促進する。
- 多様なスポーツニーズに対応した質の高い指導者の養成を支援する。

【主な具体的施策】



全てのNFが人材育成及び活用に関する計画を策定



引退したアスリートが運動指導や教育活動等に関わる機会を拡大



全ての人がスポーツを実施できる環境整備、指導者の公認資格の取得拡大に向けた制度設計

1.1. スポーツを実施する者の安全・安心の確保

本文該当記載
P.66～68

【政策目標】

スポーツを実施する者が、本人の希望しない理由等でスポーツから離れたり、スポーツに親しむ機会を奪われないよう、スポーツを実施する者の心身の安全・安心を確保する。

- ① スポーツ指導における暴力・虐待等の根絶
- ② アスリートに対する誹謗中傷・写真や動画による性的ハラスメントの防止
- ③ スポーツ事故・スポーツ障害の防止

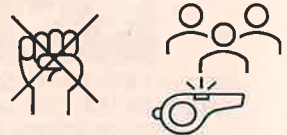
【現状】

- ・各スポーツ団体で暴力・虐待等の根絶に向けた取組が行われているが、その内容において団体ごとの差が大きい。
- ・アスリートに対するSNS等での誹謗中傷や写真・動画による性的ハラスメントが、スポーツ界全体として問題となっている。
- ・体育活動中の死亡事故を含む重大事故は、減少傾向にあるものの、依然として一定程度発生している状況にある。

【今後の施策目標】

- スポーツ分野におけるあらゆる暴力・不適切指導等の根絶を図る。
- 関係省庁や団体等と連携して対処し、アスリートが安心してスポーツに取り組める環境づくりを進める
- 多様な国民一人一人が安全・安心に、楽しくスポーツを実施できるような環境を整備する。

【主な具体的施策】



暴力等がなく、アスリート等の人間的成長を促す指導者を養成



事件事例の情報提供と研修充実

12. スポーツ・インテグリティの確保

■今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

本文該当記載
P.68～69

【政策目標】

我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことで、国民・社会がスポーツの価値を十分に享受できるような取組を進める。

①スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底

②紛争解決制度の整備


【現状】

- ・ ガバナンスコードに基づき、統括団体がNFに対して行う適合性審査が令和2年度から開始され、スポーツ団体におけるガバナンス強化・コンプライアンス徹底に関する意識は一定程度醸成されたものの、適合性審査の仕組みがない一般団体の意識づけが弱い。
- ・ 適合性審査については、その在り方を含め、実施の過程で浮き彫りとなった課題等に対応する必要がある。
- ・ スポーツ仲裁・調停制度に関するスポーツ団体やアスリート等の理解が進んでおらず、十分な制度の活用がされていない。

【今後の施策目標】

- **スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶を目指すとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し、組織運営の透明化を図る。**
- **スポーツ仲裁・調停制度の理解増進を図るとともに、紛争解決制度の整備を行う。**

【主な具体的施策】



一般スポーツ団体に対する
ガバナンスコードの普及



暴力等の根絶に向けた相談
窓口の更なる普及



スポーツ仲裁の自動応諾条項の
採択の拡充等による紛争の
迅速かつ適正な解決の促進

49

■今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

③ ドーピング防止活動の推進

本文該当記載
P.69～72

【現状】

- ・ 東京大会等に向けて育成したドーピング検査員や、構築した国内外の人的・組織的ネットワーク等を東京大会のレガシーとして、国内外の活動において有効活用していくことが必要。
- ・ 国際的なドーピング防止活動に貢献するため、国内外の関係機関と連携していく必要がある。
- ・ 東京大会の成果や知見を踏まえ、血液ドーピングや遺伝子ドーピング等の巧妙で高度化するドーピングに対応した情報共有体制や分析体制を継続的に検討していくことが必要。
- ・ WADAの「教育に関する国際基準」に沿って対象者に応じた教育プログラムを実施する必要がある。また、教材の内容や提供方法等について、アスリートの意見を反映した教育プログラムにする必要がある。
- ・ ドーピング防止に貢献する研究ニーズに対応した研究開発を計画的に実施し、成果創出できるように支援する必要がある。

【今後の施策目標】

- **WADAへの参画を通じて、また我が国の知見等を活かし、国際的なドーピング防止活動に貢献する。**
- **東京大会に向けて育成してきたドーピング検査員の資質向上及び国際大会における活躍を推進する。**
- **国内の関係機関と協力・連携を図り、ドーピング防止活動に対する知識水準を維持・向上させる。**
- **ドーピングの防止に関する最先端研究を推進する。**

【主な具体的施策（一部抜粋）】



国際的なドーピング防止活動
に貢献



ドーピング防止教育の
国際展開



医療従事者への情報提供

50

施策の総合的かつ計画的な推進のために 必要な事項

本文該当記載
P.73~78

取組・施策の実効性を 高めるためのEBPMの推進

数値を含む成果指標と各種施策との関係性を整理し、その精緻化を図るべく、ロジックモデルを構築。計画の取組状況を毎年定期的に評価・公表し、新たに実施すべき取組や改善すべき取組等を示す。

広報活動の推進

情報発信のタイミングや、対象となる国民層、ニーズや社会の動向等を意識した広報ツールを適宜活用し、広報活動を推進する。単に情報発信に終わらず、反応等にも留意しながら、広報の改善・充実につなげる。

安定的なスポーツ関係の予算の確保を図るとともに、その前提として、予算の効率的・効果的な活用に努める。スポーツ振興投票の収益の拡大に努めるとともに、スポーツに対する寄附・投資等の多様な財源の在り方について検討する。

「スポーツの主役は国民」であり、国民に機会を提供する地方公共団体やスポーツ団体、民間事業者等が基本計画の「主役」である。国は、各主体が「主役」としてスポーツに参画し、最大限その価値を体感できるよう、様々な施策・取組を図っていく。

実施のための財源の確保と 効率的・効果的な活用

様々な主体に期待される役割と それに対する支援

51

スポーツ団体、民間事業者等に期待される役割

本文該当記載
P.77

最先端の技術等を活用した新たなスポーツの機会創出

スポーツ団体や民間事業者等は、アスリートを含むスポーツを実施する者やスポーツに対する意欲はあるものの実施できていない層のニーズを受け止め、オンライン、VR・AR等の最先端の技術等を活用して新たなスポーツの「する」「みる」「ささえる」機会を創出し提供。

国は、その取組を支援するとともに、民間事業者の活動の現状や課題等を整理

スポーツ団体のガバナンス・経営力の強化

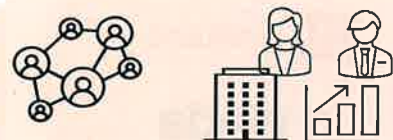
国民にスポーツの活動機会を提供する担い手としての役割を十分に果たせるよう、スポーツ団体は、ガバナンス・経営力の強化に向けた取組を図ることが必要



<NF>

「競技力向上」だけにとどまらず、「普及啓発」にも広く取り組むことも期待される。

また、多くのステークホルダーが存在や、業務運営が大きな社会的影響力を有する唯一の統括団体であり、国民・社会に対しても適切に説明責任を果たしていく公共性の高い団体として、特に高いレベルのガバナンス確保が必要



<一般スポーツ団体>
地域におけるスポーツの普及・振興等の重要な担い手として、主体的な努力により適切な組織運営が必要

52



「場づくり」の担い手や様々な関係者が集まる地方公共団体

地方公共団体は、国民に対してスポーツの機会を提供するとともに、スポーツを通じて様々な社会の活性化や課題解決を図る観点から、スポーツ施策の展開にあたり大変重要な役割を果たす。



国民やスポーツ団体等のスポーツ活動を支援するため、第3期計画を参酌して**できる限り速やかに地方スポーツ推進計画を改定・策定**することが期待される



地方スポーツ推進計画

各地域が有するスポーツ資源等を踏まえ、課題解決等に「スポーツの力」がどのように寄与できるのかを検討し、各地域の実情に応じた計画を策定することが望ましい



スポーツの力を活用した地域の諸課題の解決のための継続的な取組に一体となって取り組めるよう、スポーツ部局に限らず様々な部局が連携

市区町村が地域スポーツ推進計画を策定する際には、近隣の地方公共団体と協力しながら策定することも含め、各地域の実情に応じて適切に判断



性別、年齢、障害の有無等の多様な背景・立場等を有する方々の声を広く取り入れるため、計画検討会議の委員構成の配慮やヒアリングの実施などを工夫

